

質 疑 回 答 書

件名 川前 1 号橋橋梁撤去設計業務

質問事項		回答
Q 1	委託料内訳表の p. 4 の種別「直接費の」「賃金」は、内訳明細表等に記載がありませんが、何の項目に該当するのでしょうか。	直接費のうち直接人件費を除いた電子計算機使用料が該当します。
Q 2	「仮締切工設計」は、仮設構造物設計の土留工詳細設計の「自立式」又は「切梁式（２段）」のどちらでしょうか。	自立式となります。
Q 3	橋梁近傍の地質調査及び測量成果はありますでしょうか。	地質調査及び測量についての成果はございません。
Q 4	橋梁台帳には、下部工「既成 PC 杭」とあります。特記上は、橋台本体のみの撤去で既成杭撤去は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	杭の撤去設計を含んでいます。
Q 5	下部工形状のわかる資料はありますでしょうか。	下部工形状の詳細な資料はございません。
Q 6	仮締切工設計-土留工詳細設計において、自立式、切梁式(2 段)のいずれを想定されていますか。併せて、補正に関する想定(記載がある基数補正以外)についてもご教示願います。	Q 2 の回答をご参照ください。 また基数補正以外の補正は行っておりません。
Q 7	復旧護岸工設計において、補正の条件(表記がある延長補正以外)についてご教示願います。(基礎地盤条件、測点間隔、市街地の 3 種)	補正の条件は次のとおりです。 地盤条件：一般地盤（補正係数 1.00） 測点間隔：2 0 ～ 2 5 m（補正係数 1.00） 地域区分：一般地区（補正係数 1.00）
Q 8	復旧護岸工設計の設計条件において、①地盤条件、②測点間隔、③地域区分についてご教示願います。	Q 7 の回答をご参照ください。
Q 9	仮締切工設計について、委託料内訳表を確認すると基数補正の記載がありますが、この基数補正は標準歩掛へ乗じるのでしょうか。合計金額へ乗じる	基数補正は合計金額に乗じています。また端数処理は円止め切捨てとしています。

	のでしょうか。標準歩掛へ乗じる場合、補正後の歩掛の端数処理（少数３位四捨五入少数２位止め、など）をご教示ください。	
Q 1 0	復旧護岸工設計について、委託料内訳表を確認すると延長補正の記載がございますが、この延長補正は標準歩掛へ乗じるのでしょうか。合計金額（200mあたり金額）へ乗じるのでしょうか。標準歩掛へ乗じる場合、補正後の歩掛の端数処理（少数３位四捨五入少数２位止め、など）をご教示ください。	基数補正は合計金額に乗じています。また端数処理は円止め切捨てとしています。
Q 1 1	仮締切工設計及び復旧護岸工設計 電子計算機使用料について、採用の率はともに2%でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、2%を計上しています。
Q 1 2	・下部工および杭基礎の形状に関する補足資料の有無について ご提示いただきました発注資料（橋梁台帳および橋梁一般図）におきましては、下部工および杭基礎の具体的な寸法や形状が確認できませんでした。 つきましては、当該構造物の詳細形状が確認できる過年度の竣工図書や構造計算書等の補足資料が保管されているかご教示頂けますでしょうか。	Q 5 の回答をご参照ください。
Q 1 3	・追加調査の実施および設計変更の協議について 上記の資料が存在せず形状が確認できない場合、発注者様側にて追加の現地調査（探査・試掘等）をご手配されるご予定はございますでしょうか。 なお、受注者側にて追加調査等を実施する必要がある場合におかれましては、設計変更（業務内容・工期・請負代金等の変更）の対象として協議させて頂けますようお願いいたします。	必要に応じて、受注後協議願います。

Q 1 4	委託料内訳書 P. 3 復旧護岸工設計 明細表 第 5 号の 1 (P. 10) 下記補正についてご教示願います。 1. 基礎地盤条件による補正係数 2. 測点間隔による補正係数 3. 市街地における補正係数	Q 7 の回答をご参照ください。
Q 1 5	単価表 第 22 号～第 31 号 (P37～P46) 人工数は「200m 当りの標準歩掛」の人工数で構成されていますでしょうか。 また、それにより算出された「200m 当りの金額」から「1m 当りの金額」を算出しているのでしょうか。 異なる場合は算出方法をご教示願います。	お見込みのとおりです。
Q 1 6	明細表 第 5 号の 1 (P. 10) 「延長補正 0. 55」は作業項目ごとに乘じていますでしょうか。 あるいは、「200m 当りの標準歩掛」により算出された合計金額に乘じていますでしょうか。	Q 1 0 の回答をご参照ください。
Q 1 7	明細表 第 5 号の 2 (P. 11) 電子計算機使用料は、作業項目ごとに算出されていますでしょうか。あるいは、各作業項目の合計金額から算出されていますでしょうか。	各作業項目の合計金額から算出しています。
Q 1 8	打合せについて着手、中間 3 回、納品と全 5 回ありますが、単価表は 2 人工ずつなので 0. 4 人工／回との認識でよろしいでしょうか。	1 業務当たりとして全 5 回を想定し、それぞれ 2. 0 人を計上しています。
Q 1 9	仮締切工設計について、本件の設計書では、設計業務等標準積算基準書(国土交通省)の土留工詳細設計の歩掛を	Q 2 の回答をご参照ください。

	準用していると読み取れますが、土留工詳細設計の自立式と切梁式のどちらを採用していますでしょうか。 また、切梁式の場合は切梁段数についてもご教示ください。	
Q 2 0	仮締切工設計（土留工詳細設計）の電子計算機使用料は、基本構造物のみを対象に計上されていますでしょうか。	基本構造物及び類似構造物を対象として計上しています。
Q 2 1	復旧護岸工設計（護岸詳細設計）につきまして、延長補正の記載はございますが、その他の補正条件の記載がございません。基礎地盤条件、測点間隔、地域区分についてご教示ください。	Q 7 の回答をご参照ください。
Q 2 2	復旧護岸工設計（護岸詳細設計）の算出方法は以下の①～③のいずれかに該当しますでしょうか。 ①標準歩掛の人工に補正値を乗じ、電子計算機使用料は全体の合計金額×2%を計上 ②標準歩掛の人工に補正値を乗じ、電子計算機使用料は各項目ごとの合計金額×2%を計上 ③標準歩掛にて算出した合計金額に補正値を乗じ、電子計算機使用料は全体の合計金額×2%を計上 いずれも異なる場合は算出方法をご教示ください。	標準歩掛の合計金額に電子計算機使用料の2%を乗じた金額に延長補正を乗じて設計金額を算定しています。
Q 2 3	「仮締切工設計」について、「土留工詳細設計 自立式」を標準歩掛とする理解で宜しいでしょうか。異なる場合、適用される歩掛をご教示願います。	Q 2 の回答をご参照ください。
Q 2 4	仮締切工設計の算出方法について基数補正係数「1.55」の適用方法についてご教示ください。 本業務において、基数補正係数 1.55 は下記のいずれの段階で反映されている	合計金額に補正係数を乗じて計上しています。

	のでしょうか。 1. 第 16 号～第 21 号単価表において、各技術者の「数量」欄には、標準歩掛に 1.55 を乗じた人工が計上されている。 2. 明細表第 4 号の「単位当たり」金額には、「合計」欄の金額に 1.55 を乗じた額が計上されている。 上記以外の場合、基数補正係数 1.55 の具体的な適用方法についてご教示願います。	
	仮締切工設計における電子計算機使用料の計上方法について 標準歩掛では、電子計算機使用料について「基本構造物を対象とする」と記載されています。 一方で、明細表第 4 号において電子計算機使用料が計上されているものと考えられますが、当該明細書の記載からは、基本構造物と類似構造物の区分がなされていないように見受けられます。 このため、本業務における電子計算機使用料の算出方法について、例えば、 ・基本構造物に係る費用のみを抽出して算出しているのか ・その他の方法により算出しているのか など、具体的な算出方法をご教示願います。	Q 2 0 の回答をご参照ください。
Q 2 5	復旧護岸工設計の算出方法について延長補正係数「0.55」の適用方法についてご教示ください。 本業務において、延長補正係数 0.55 は下記のいずれの段階で反映されているのでしょうか。 1. 第 22 号～第 31 号単価表において、	合計金額に補正係数を乗じて計上しています。

	各技術者の「数量」欄には、標準歩掛に 0.55 を乗じた人工が計上されている。 2. 明細表第 5 号の「単位当たり」金額には、「合計」欄の金額に 0.55 を乗じた額が計上されている。 上記以外の場合、延長補正係数 0.55 の具体的な適用方法についてご教示願います。	
	「復旧護岸工設計」について、地盤条件は一般地盤、測点間隔(m)は 20～25、地域区分は一般地区という理解で宜しいでしょうか。異なる場合、それぞれの条件をご教示願います。	Q 7 の回答をご参照ください。
Q 2 6	特記仕様書第 14 条において、公共交通機関の利用を原則とし、その実績を報告するものとありますが、利用しなかった場合のペナルティ等がございましたらご教示ください。	ペナルティはございませんが、公共交通の維持充足を図ることとし、公共交通の利用を促進することを目的としています。受注後に実績表において利用しなかった理由を報告していただきます。
Q 2 7	入札公告について、(6)調査基準価格及び数値的判断基準：無の記載がありますが、6 最低制限価格では「本公告の業務については、～最低制限価格を設定する。」の記載があります。 本業務の入札においては「最低制限価格の設定あり」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
Q 2 8	単価表第 34 号の「打合せ協議」について質問します。打合せ 1 業務当たり、主任技師 2.0、技師 A2.0、技師 B2.0 の記載があります。着手時、中間 3 回、納入時の 5 回についての数量（出席者）の配分をお示しくください。	Q 1 8 の回答をご参照ください。
Q 2 9	設計書内にて打合せは業務着手、中間 3 回、成果物納入の計 5 回とお見受けいたします。 1 回あたり 0.5 人区、5 回あたりで	Q 1 8 の回答をご参照ください。

	2. 5 人工の計上が一般的な考えですが、設計書記載のとおり、積算上はそれぞれ 2. 0 人工との解釈でよろしいでしょうか？	
	参考図書第 4 号明細表「仮締切工設計」の歩掛について、基準書 3-2-121「土留 工詳細設計」を準用しているとのことですが、「自立式」と「切梁式」いずれの歩掛を準用しているかご教示願います。	Q 2 の回答をご参照ください。
Q 3 0	仮締切工設計について 第 4 号明細表に「基準書 3-2-121」と記載されていますが、これは土留工詳細設計における自立式の歩掛を適用しているとの理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、正しい歩掛と補正条件をご教示くださいますようお願いいたします。	Q 2 の回答をご参照ください。
Q 3 1	打ち合せについて 第 34 号単価表には「中間 3 回」「見積」と記載されています。歩掛は「設計 業務等標準積算基準書」とは異なり、記載のとおり 1 業務当たりで計上するとの理解でよろしいでしょうか。認識に誤りがある場合は、ご教示くださいますようお願いいたします。	Q 1 8 の回答をご参照ください。
Q 3 2	復旧護岸工設計について 延長補正は、以下のいずれで考慮することになるのでしょうか。いずれにも該当しない場合は、考慮する箇所についてご教示くださいますようお願いいたします。 (1) 明細表の各金額で考慮する (2) 明細表の合計で考慮する	Q 2 6 の回答をご参照ください。
Q 3 3	電子計算機使用料の計上方法について 電子計算機使用料は、明細表(第 4 号	合計額に乗じて算出しています。

	及び第 5 号) の直接人件費合計額に一定率を乗じて算出しているのでしょうか。 それとも、各作業項目単価表の直接人件費ごとに一定率を乗じて算出した額を合算しているのでしょうか。	
	仮締切工設計における電子計算機使用料は、標準歩掛の 2% を計上するのでしょうか。 それとも、補正後歩掛の 2% を計上するのでしょうか。ご教示願います。	標準歩掛の合計額に 2 % を計上しています。
Q 3 4	第 4 号明細表「仮締切工設計」について 設計計画～報告書作成までの合計金額に基数補正 1.55 を乗じて算出されているとの認識でよろしいでしょうか。	標準歩掛の合計金額に電子計算機使用料の 2 % を乗じた金額に基数補正を乗じて設計金額を算定しています。
Q 3 5	第 5 号明細表「復旧護岸工設計」について 設計計画～報告書作成までの合計金額に延長補正 0.55 を乗じて算出されているとの認識でよろしいでしょうか。	Q 2 2 の回答をご参照ください。
Q 3 6	「05_参考図書_明細単価」第 22 号単価表 ～ 第 31 号単価表において、護岸詳細設計の標準歩掛 (200m 当たり) を 1 m 当たりに換算する際の端数処理方法をご教示ください。 設計業務等標準積算基準書の記載に基づき、換算後の金額は 1 円未満切捨てにより算出するものと理解しておりますが、参考図書においても同様の処理を行っているとの認識でよろしいでしょうか。 相違する場合は、適用されている端数処理方法をご教示ください。	お見込みのとおり、1 円未満切捨てにより算出しています。

